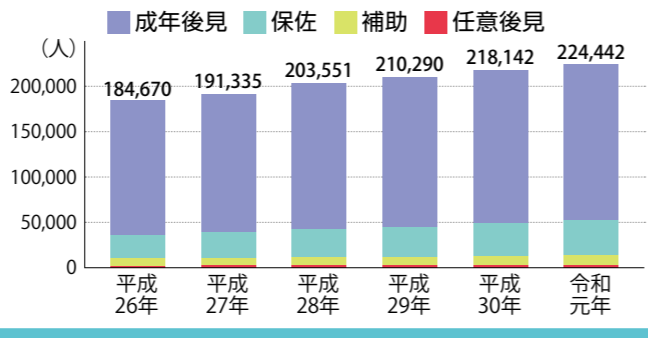


クーリングオフとは?

電話での勧誘や訪問販売のように、断りにくい状況下での契約に対しては、一定期間内であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除できる「クーリングオフ」という制度があります。クーリングオフを利用できる期間は販売方法によって異なりますので、消費者ホットライン「188」などの窓口を覚えておくといいですね。

ただし、テレビショッピングなどの通信販売にはクーリングオフという制度は適用されません。

成年後見人制度の利用者数の推移



出典：厚生労働省「成年後見制度の現状(令和2年)」

ただし、「同じものをいくつも買っている」等、判断能力が疑わしい出来事が見受けられる場合には、法定後見制度を活用するのほひとつの選択肢です。

母も、高級羽毛布団のセットを2つも買っていたことがあります。その時は、すぐに気がついたので、クーリングオフを利用して返品できたのですが。

認知症がすすむと、そのような不要かつ高額な買い物をする

繰り返すことがありますね。そんな時には、法定後見人を立てると安心です。というのも、取消権を行使して、購入そのものを取り消すことが可能になるからです。

判断能力が低下してきた時に被りがちな被害を小さくすることができるとはいいですね。でも、後見制度について、あまり理解できていなくて、後見人という言葉が耳にしたことのあるのですが、具体的にはどういうことをしてもらえるのですか?

例えば

こんなケースでは、法律行為を代理する後見人等が必要!

認知症が進んできた父親を引き取って同居することに決めた重彦さん。父親が現在住んでいる家を処分するには?

重度の認知症で寝たきりの一男さん。弟が亡くなり、遺産相続が発生しましたが、負債しかないことが発覚。妻の富美さんは、一男さんに代わって相続放棄の手続きを進めたいのですが?

成年後見制度は、物事を判断する能力が十分でない方の財産や生活が脅かされることがないように、保護・支援することを目的としています。大きくは、本人が事前に準備しておく「任意」後見制度と、家族等が家庭裁判所に申し立てて利用する「法定」後見制度の2つに分かれています。

長生きすればするほど、認知症などによって判断能力が

低下していくリスクが高まります。実際、後見制度を利用している方は年々増加傾向で、令和元年には約22万人でした。今後はますます増えてくる可能性がありますから、シニアに必要な知識として、基本的なことは理解しておくといいですね。

自分のため、家族のための
安心を手配する

成年後見制度

の基礎知識

判断能力が不十分になった場合を想定して、今からできることがいくつかあります。万が一に備えるための方法を学んでみましょう。

弁護士
百田先生



もも子さん
(65歳)

母の認知症がすすまないように、デイサービスを利用したいのですが、認知症の人は、介護サービスの契約ができないことがあると聞きました。本当でしょうか?



2000年にスタートした介護保険制度では、従来の「措置」制度から、本人の意思や選択を尊重する制度へと大きく変わりました。多くのサービスの中から本人が利用したいものを「選択」し、事業者と対等の立場に立って「契約」を締結することによって、介護サービスは初めて利用可能となります。

ところが、認知症などで「判断能力が不十分」と判断されると、契約締結などの有効な法律行為を単独で完全に行うことができません。その場合には、代理で契約を結んでくれる後見人等を立てる必要があります。しかしながら介護サービスに限れば、認知症であっても、家族が契約の場に同席し、家族と本人の押印

成年後見制度

判断能力が不十分になる前に自分で準備する
任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」「どのように」支援をしてもらうかを、あらかじめ契約により決めておく

判断能力がすでに不十分
法定後見制度

親族などが家庭裁判所に審判の申し立てをすることで利用できる



をもって契約締結としているのが実態です。ですから、あまり心配する必要はないと思います。